

岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

〔 令和 5 年 3 月 24 日
市議会規程第 1 号 〕

改正 令和 6 年 6 月 25 日市議会規程第 3 号 令和 7 年 3 月 27 日市議会規定第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年岐阜市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第 3 条 条例第 2 条第 2 号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「令」という。）第 1 条各号に掲げるものとする。

（要配慮個人情報）

第 4 条 条例第 2 条第 3 号の議長が定める記述等は、令第 2 条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第 5 条 条例第 11 条本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有

個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

（電磁的方法）

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価

を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5号アに係る個人情報ファイル又はイに係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5号アに係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情

報ファイルを含む。)

ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5号イに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5号アに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、改正前の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第3項の規定により交付された住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、登記事項証明書、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の際に通知すべき事項）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる

日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第12条 条例第24条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第13条 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第14条 条例第26条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）とする。

(第三者意見照会書等)

第15条 条例第27条第1項又は第2項の規定による通知は、第三者意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第8号）とする。

3 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

4 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出期限

5 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前項各号に掲げる事項

(2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

- 6 条例第27条第3項の書面は、開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、岐阜市議会情報公開条例施行規程（昭和60年市議会告示第1号）第2条の規定によりその例によるものとされる岐阜市情報公開条例施行規則（昭和60年岐阜市規則第34号）第1条の2に規定する方法とする。

- 2 前項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（開示請求に係る費用）

第18条 条例第30条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、岐阜市議会情報公開条例施行規程第2条の規定によりその例によるものとされる岐阜市情報公開条例施行規則別表の例による。

- 2 条例第30条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納しなければならない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（訂正請求書）

第19条 条例第32条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第10号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第20条 条例第34条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第11号）とする。

- 2 条例第34条第2項の書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第12号）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第21条 条例第35条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第22条 条例第36条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）とする。

（利用停止請求書）

第23条 条例第39条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第15号）とする。

（利用停止決定通知書等）

第24条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第16号）とする。

- 2 条例第41条第2項の書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第17号）とする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第25条 条例第42条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第18号）とする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第26条 条例第43条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例

延長通知書（様式第19号）とする。

（意見聴取をした旨の通知書）

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、意見聴取をした旨の通知書（様式第20号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（岐阜市議会個人情報保護条例施行規程の廃止）

- 2 岐阜市議会個人情報保護条例施行規程（平成3年市議会規程第1号）は、廃止する。

附 則（令和6年市議会規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年市議会規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第2項及び第8条第8項の改正規定並びに第11条の見出しの改正規定 公布の日

- (2) 第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号並びに第10条第1項第1号並びに様式第1号、様式第10号及び様式第16号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年12月2日）

- (3) 第3条第10号の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年3月24日）

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして

使用することができる。

- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の岐阜市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。